

令和元年10月採用三島町任期付職員採用候補者試験公告

令和元年7月5日

三島町

三島町任期付職員採用候補者試験を次により行います。三島町任期付職員とは、任期（採用期間）を定めて勤務する正規の職員です。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

- 昭和58年4月2日以降に生まれた者。但し、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
- (1) 日本国籍を有しない者。
 - (2) 成年被見込み刑に処せられ、又はその執行を終わるまで、又はその執行を受けることなくなくなるまでの者。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (4) 三島町職員として懲戒免職の処分を受けた者、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (5) 日本国憲法その他の団体の加入した者、又はその執行を暴力で破壊することとを主張する者。

3. 採用期間

採用期間は令和元年10月1日から令和3年3月31日までです。任期が延長・短縮される場合があります。

4. 試験の方法

下記により行います。必要ない般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。教養試験…職員と一般性格試験…職務等に対する適性検査を行います。適正検査…一般性格診断・職務性や職務等に対する適性検査を行います。面接…小論文…主として人物について個別面接及び小論文による試験を行います。

5. 試験の期日、場所及び発表

期日	時間	試験場	発表
令和元年8月11日(日)	受付 8:30～8:45 教養試験 9:00～11:00 適性検査 11:15～12:15	三島町民センター (三島町大字宮下字宮下350)	令和元年8月下旬 三島町役場掲示板に受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第1次試験合格者に対し、別途通知します。			
第2次試験			

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として3年間です。
- (2) 給与は三島町職員の給与等が支給されます。このほか通勤手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当、勤労手当等に支給要件に当たらない場合があります。任期中の昇給、昇格はありません。

7. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、三島町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「令和元年10月採用試験申込用紙請求」と朱書し、1200円切手をはった宛先明記の返信用封筒(角2)と便箋等に住所・電話番号を記入したものを必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
① 申込用紙に必要事項を記入し、三島町役場に提出してください。申込書を郵送する場合には、その表に「令和元年10月採用試験申込」と朱書して送付してください。
② 受験票を受領した時は、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
(受験票がない場合、又は受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。)
- (3) 受付期間

令和元年7月5日(金)から令和元年7月22日(月)まで(8:30～17:15)
※ 郵便による申込書提出の場合は、令和元年7月19日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

試験の結果については、試験の不合格者に限り口頭での開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示期間は合格発表の日から1ヶ月間、また、開示の場所は三島町役場総務課です。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が総務課総務係へ直接お問い合わせください。

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参ください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な場合は、三島町役場総務課総務係にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、820円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。